

④ 賃上げ・投資促進税制

Q : 平成30年の税制改正では、賃上げ・投資促進税制が創設されたそうですが、どのような内容なのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

平成30年の税制改正で創設された、賃上げ・投資促進税制とは、これまでの所得拡大促進税制が改組されたもので、青色申告法人が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に給与を支給する場合に、次の①から③の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%相当額の税額控除が認められ、さらに④の要件を満たすときは20%の税額控除が認められるという制度です。

- ① 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額
- ② $(\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}) \div \text{継続雇用者比較給与等支給額} \geq 3\%$
- ③ $\text{国内設備投資額} \geq \text{当期償却費総額} \times 90\%$
- ④ $(\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}) \div \text{比較教育訓練費の額} \geq 20\%$

なお、この取扱いが中小企業者等以外に適用され、中小企業者等については、上記②の率が1.5%以上の場合に適用があり、さらに一定の要件を満たす場合には、10%上乗せ措置を受けられるという制度になっています。

